

1回  
平成30年第 総会  
1月

## 白井市農業委員会会議録

平成30年1月5日 開会

平成30年1月5日 閉会

## 白井市農業委員会会議録

平成30年1月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

欠席委員は次のとおり

5番	福田孝一
----	------

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋藤和博
2. 秋谷茂男
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成29年度第9次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

2月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 1月25日(木)
- ・事前審査会(案) 2月1日(木)  
第1班 午前9時から 本庁舎3階会議室301
- ・総会(案) 2月7日(水)  
午後4時00分から

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 それでは皆さん、新年明けましておめでとうございます。本日は、新年早々の総会ということで、お忙しいところお集まりいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

昨年は、委員の皆様方には、総会、研修会、農地パトロール等、ご参加、ご協力ありがとうございました。本年もまたいろいろとお願いすることがあると思いますが、その節には、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、ことし一年、皆様方にとりまして、よりよい年になりますように、また、ご健康とご多幸を心より祈念申し上げまして、一言、新年のご挨拶といたします。本年もよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成30年1月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、6番、内藤秀樹委員、7番、宇賀義則委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局湯浅でございます。説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字茨ヶ作1654番地の5、外2筆。

地目につきましては、現況につきましては、3筆とも畑でございます。

地積は、3筆で6,125平米。

権利者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

経営面積149アール。

義務者、千葉市美浜区中瀬1丁目3番地、千葉県、千葉県企業土地管理局長、加藤岡正。

事由、所有権移転、売買によるものでございます。

2番、十余一字清戸道西43番76。

現況につきましては、畑となっております。

地積、528平米。

権利者、印西市白幡 番地、〇〇〇〇。

経営面積84アール。

義務者、印西市本埜小林 番地、〇〇〇〇。白井市十余一 番地、〇〇〇〇。印西市木下 番地、〇〇〇〇。持ち分につきましては、それぞれ3分の1となっております。

事由につきましては、所有権移転、贈与となります。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

内藤秀樹委員をお願いします。

内藤秀樹委員 それではまず、議案第1号1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。資料1番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんご本人と、義務者、千葉県企業土地管理局長の代理人で、ニュータウン整備課土地管理室、伊藤主査が出席されました。

申請地は、市役所から西へ約1.5キロメートルに位置しております。

申請時の現状についてですが、梨の栽培をしています。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについてご報告いたします。

権利者は、梨栽培農家であり、主な農機具、労働力、年間従事日数、技術力もあります。

今回の案件ですが、国道464号線に農地がかかり、代替地として、県の土地を利用していたもので、ニュータウン計画の縮小により、今まで、耕作してきた農地を取得しようとしたものです。

よって、現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2号の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次の議案に入ります。

資料2番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんご本人と、権利者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの代理人として、〇〇〇〇さんご本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、しっかり除草されており、きれいでした。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについてご報告いたします。

権利者の本業は、自営で運送業を営む兼業農家ですが、所有している農機具はそろっており、労働力も世帯員6人ですが、3人農業に従事しています。

年間従事日数も150日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現地は、相続により財産分与された土地を長兄である権利者に贈与して、農業経営規模を拡大するものであり、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2号の各号には該当しな

いため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がありましたら、説明をお願いいたします。

1番宇賀義則委員お願いします。

宇賀義則委員 宇賀です。

先ほど、班長から説明があったとおりでございますが、事前審査の後、12月28日に〇〇〇〇さんと、伊藤さんにそれぞれまた、お話を伺いました。

代替地として畑が建てられまして、その後、梨の栽培を始め、現在に至っております。

梨の管理作業につきましては、ご本人と奥さん、それから息子さんが携わっております。

息子さんの〇〇さんは、現在、会社員ですが、休日など可能な限り梨を手伝っておりまして、行く行くは就農されるということです。

代理人の伊藤さんのお話ですが、この土地は、昭和61年にニュータウンの計画の見直しで計画の除外となりまして、〇〇さんへの払い下げの話になりまして、このたび話がまとまったそうです。

それから、事前審査会でも説明がありましたが、1の6、1654の5と1655の6の間の道ですが、こちらは赤道でして、現在、道路課と調整を図り、そちらも払い下げの予定であります。

将来は、一体的に使用可能となり、〇〇さんもそれを望んでいるようです。

〇〇さんからは、よろしくお願いしますとのことでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番、内藤秀樹委員お願いします。

内藤秀樹委員 この件につきまして、最適化推進委員の山崎委員にお願いしたいと思います。

笠井会長 山崎雅巳委員お願いします。

山崎雅巳委員 山崎です。権利者の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

〇〇〇〇さんと、義務者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんとの関係ですが、兄弟ということです。

職業の欄に兼農とありますが、家族と運送業をされているということです。

これからは、〇〇さんが管理するということで、今回の贈与となりました。

私からは以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番について採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の1番について、許可することに可決します。

では、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の2番について採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の2番について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 済みません。事務局の板橋です。

差しかえの件で、お話があります。

先ほど配付いたしました資料ですけれども、6枚ありまして、まず、4の15、これは、6カ年から6カ月への誤記訂正がありました。

それから4の19、これは1番、白井市今井字向地、字が入りまして、あと2番、3番の作物ですが、陸稲から、2番のほうは、不毛作、3番WCS、麦ですね。

それから4の21、それが、2番の番地ですね、白井の221の6になりました。

続きまして、4の26、白井市白井のところ、白井市今井字向地にかわりました。

あと、4の29、これは、日付と作物がかわりました。

あと、5の18、これも日付と番地、白井226の1から221の6になりました。

以上です。失礼しました。

事務局 それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年6月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、今井字向地630番、外3筆。

地目は、田。

地積、4筆で4,090平米。

権利者、松戸市千駄堀 番地、〇〇有限会社、取締役、〇〇〇〇。

義務者、白井市今井 番地、〇〇〇〇。

申請事由、一時転用、農地造成によるものです。

2番、神々廻字太田758番、外2筆。

地目は、田。

地積は、3筆で1,741平米。

権利者、松戸市新作 番地、合同会社〇〇、代表執行役、〇〇〇〇。

義務者、柏市藤ヶ谷 番地、〇〇〇〇。

申請事由、一時転用、農地造成によるものでございます。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

内藤秀樹委員をお願いします。

内藤秀樹委員

内藤です。

議案第2号1番について調査報告をいたします。

資料は4番です。

当日の出席者は、権利者、〇〇有限会社、〇〇〇〇さんの代理人で、〇〇の〇〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理人で、息子の〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から北へ約2キロメートルに位置しております。

農道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては土地改良区内ですので、第1種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現地はおおむね2枚の田になっており、段差のある田を1枚に集約することで、作業効率を上げることを目的に一時転用して、田のかさ上げを行いたいということです。

次に、一般基準ですが、本申請はかさ上げのための一時転用ということですが、申請面積は4,090平米メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は、借入金にて賄う計画であり、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

周辺農地への支障ですが、近隣説明で、盛り土による排水路の詰まりは、原因者で対処するという事です。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

次に、議案第2号2番について報告をいたします。

審査資料は5番です。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんご本人。

〇〇さんは義務者、〇〇〇〇さんの代理人でもあります。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から東へ約2キロメートルに位置しております。

農道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、土地改良区内ですので、第1種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、前回の総会同様、連続している自己所有の田を一時転用して、軟弱地盤を耕作しやすいようにかさ上げし、土壌改良を施して、一枚田に農地造成したいということです。

次に、一般基準ですが、申請面積は1,741平米メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は、自己資金で賄う計画になっております。

周辺農地への支障ですが、近隣農地所有者より、用水の通水を確保することと、排水溝で隣接農地への影響を回避するとの要望があり、そのよう対応することで、了解を得ているそうです。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、今井幹代委員をお願いします。

今井幹代委員 今井です。

先日、秋谷委員と一緒に〇〇さんのお宅に行って、お話を伺ってまいりました。娘婿の〇〇さんにお話を伺いまして、田んぼは全て〇〇さんが耕作しているということなのです。

今回の田ですが、現地を見たところは、枯れ草ばかりに見えたのですが、去年は麦を作付していたそうです。

隣の〇〇さんの田には、ネギが植わっていましたが、水稻と交互につくっている  
そうで、水稻を作付したときは、下の〇〇さんの田がかなり柔らかく、機械が使いづ  
らく、今回の埋め立てを考えたようです。

ことしは、牛の飼料のWCSをつくるそうです。

引き取り先は、船橋市の〇〇牧場と既に契約しているそうです。

それから、用水ですが、〇〇さんの田を1枚挟んだ上の田を〇〇さんが耕作してい  
るので、そちらからパイプで水を引いて利用できるそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番につきましては、私、笠井が担当でございますので、説明いたします。

ただいま班長さんより報告があったとおりでございますので、この申請地についま  
しては、先月12月に申請があった場所の道路の反対側にありまして、同じように地盤  
が軟弱で、作業車が埋没してしまったそうです。

そこで、〇〇さんは、養鶏を経営しておりますので、盛り土をして畑にして、飼  
料米をつくるということにしたそうです。

以上です。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入  
ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号  
農地法第5条の規定による転用許可申請の1番について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請の1番について、許可相当意  
見を付して県に進達することに可決します。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請の2番について  
採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請の2番について、許可相当意  
見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 平成29年度第9次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

議案第3号 平成29年度第9次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成29年度第9次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成30年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料4ページをごらんください。

4ページにつきましては、白井市長から笠井会長への協議書となっております。

5ページをごらんください。

利用集積計画一覧表（案）となります。

1番から順次説明をさせていただきます。

1番、清戸字向原535番地1、外1筆。

地目、畑。

利用権設定面積、2筆で631平米。

設定する利用権、種類、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、3年。

賃料は、無償となっております。

利用権を設定する者、白井市桜台 丁目 番 号、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市谷田 番地、〇〇〇〇。

経営面積、244アール。

新規となっております。

2番、清戸字向原535番地3、外1筆。

地目、畑。

面積につきましては、758平米。

種類につきましては、使用貸借権。

内容は畑作。

期間は3年。

賃料は、無償となっております。

利用権を設定する者、白井市桜台 丁目 番 号、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

98アール。

新規となっております。

3番、富塚字越所134番。

地目、田。

利用権設定面積、311平米。

種類、貸借権。

内容、水稻。

期間、5年。

賃料につきましては、6,600円。

支払い方法は、直接持参。

利用権を設定する者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積、85アール。

こちらにつきましては、継続となっております。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番、2番については、新規ですので、地区担当員の説明がございます。

内藤秀樹委員お願いします。

内藤秀樹委員 内藤です。

これについても、利用最適化推進委員の山崎委員にお願いしたいと思います。

笠井会長 山崎雅巳委員お願いします。

山崎雅巳委員 山崎です。

番号1番と2番の説明をさせていただきます。

貸付者、〇〇〇〇さんは、昨年この土地を相続されまして、現在、〇〇さんは勤めに出ており、農作業などはされておられません。

以前からこの土地を借りていた〇〇さんと、あいているなら借りたいという〇〇さんから申し出があり、〇〇さん本人も手入れができないということから、今回お二人に貸すという経緯になりました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 平成29年度第9次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 平成29年度第9次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

資料6ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第7号の規定により専決処分したので、これをご報告いたします。

平成30年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

専決処分書となっております。

1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出となっております。

こちらが7ページ、8ページとなっております。

9ページをごらんください。

農地法第5条第1項5号の規定による届出となっております。

続きまして、10ページをごらんください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、合意解約でございます。

内容については、お手元の資料のとおりでございます。

以上で報告とさせていただきます。

次第をごらんください。

来月の事前審査会、総会の日程についてでございます。

申請の受付締め切りは1月25日の木曜日。

事前審査会、案といたしまして、2月1日、木曜日。

第1班が担当となります。

午前9時から、本庁舎3階、301会議室となります。

総会につきましては、2月7日水曜日、午後4時からとなります。

なお、次第等には載っておりませんが、皆様の机のほうに、1月13日に開催されます営農ボランティアに関する講演会、こちらのチラシが入っております。

こちらにつきましては、農政課のほうの担当の業務でございまして、農業者の高齢化ですとか、担い手不足を解消するために、農家でない方で農業に興味のある方に、ボランティアとして農業に携わっていただくといったようなものでございます。

既に我孫子市のほうで、この制度は、もう10年以上続けておりまして、そこの会長さんが直接来て、いろんな内容をお話ししていただけるという形の講演会となります。

農業委員会といたしましては、冒頭で申し上げましたとおり、高齢化ですとか、担い手不足を解消することによって、遊休農地ですとかその辺の解消にもつながるかと思われま。

そちらについては、強制ではないのですが、極力、農業委員さん、推進委員さんの方には出席していただきたいということで、強制ではないのですが、ぜひとも参加のほうをよろしく願いいたします。

事務局のほうからは以上でございます。

何か営農ボランティアの関係で、ご質問とかあれば。

笠井会長 これについては、農政課に連絡しなくて、一応出席ということで。

事務局 大丈夫です。皆さん出席という形で。

もしも当日都合が悪い方がいた場合だけ、私のほうにご連絡いただければ。

笠井会長 それでは、本日の議案については、全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人